

別表 1

広域連携協議会が満たすべき事項

事 項
<p>広域連携協議会は構成員として次の①～③全てを含むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①複数地域※の生産者（JA等生産者組織，農業法人等） ②実需者，市場関係者等流通業者 ③県行政機関（地方振興事務所，農業改良普及センター等） <p>なお，広域連携計画の目的を遂行するにあたり，構成員に市町村，研究機関等①～③以外の者が入る事を妨げない。</p>

※原則として，市町村を一つの地域とする。但し，同一市町村内であっても，異なる生産者組織や，農業法人等の連携については，その都度協議し判断することとする。

「農業法人」の定義

区 分	設 立 根 拠 法 等
農 業 法 人	会社法人
	株式会社（会社法）
	有限会社（会社法・会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律）
	合名会社（会社法）
	合資会社（会社法）
農 業 法 人	農事組合法人 （農業協同組 合法 72 条 8）
	農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行う法人（1号法人）
	農業経営を行う法人（2号法人）